

平成 24 年 11 月 28 日

消費者庁

食品表示課 意見募集担当 御中

## 新食品表示制度についての意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会（通称 NACS）

〒152-0031 東京都目黒区中根 2 丁目 13 番 18 号

第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678（代）fax03-3718-4015

eメール [advisor-consultant@nacs.or.jp](mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp)

食品表示は消費者が商品を選び購入するために非常に重要な情報です。

貴庁は昨年 9 月から食品表示化検討会を開催されて、本年 8 月に「食品表示一元化検討会報告書」にまとめられ、いよいよ食品表示制度の見直しが具体化してきました。

当委員会では、平成 22・23 年度において、複数の法律にまたがり、表示に使われている言葉の意味もわかりにくい現在の食品表示の実態と消費者がどのように理解し、活用しているか、また、どのような表示を望んでいるかなどの意識をアンケート調査し、さらに、消費者にとって望ましい表示について市販のお弁当を例に、表示のひな形を提案いたしました。

このような活動を踏まえて、食品衛生法、JAS 法、健康増進法のうち表示部分を一元化した「新食品表示制度」に対して意見を申し述べます。

**【表題】**「新食品表示制度のポイント（イメージ）の解説」

**【意見】**表示基準は内閣府・告示で定める。表示基準を守らない不適正表示に対しては、

また、表示の適切さ、正確さに関する監視体制も重要なことだと考えます。調査機能を充実させるか、あるいはチェック機能を別に設置するなどの環境整備も必要なことと考えます。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(1) 現行制度の枠組みと一元化の必要性

【意見】 3つの法律の食品表示に関する規定の一本化は歓迎します。分かりやすい食品表示にするためには、用語を統一し複雑なルールを整理することが必要です。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(2) 消費者基本法の理念と食品表示の役割

【意見】 消費者基本法の理念に基づき、消費者が自立した主体として自主的かつ合理的に食品を選択するには、食品表示における適切な情報提供が前提だとする考えに賛成します。さらに、食品表示が食品の安全性確保の重要な役割を担うことは勿論です。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

【意見】 「事業者の実行可能性等を踏まえた上で……。消費者がその表示を見付け、実際に目で見て(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ) ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある」とあります。表示の在り方としては当然のことであり、賛成です。ただ、見やすさや事業者の実行可能性等が優先されて、消費者が必要と考える情報の提供がなくなってしまうことがないように願っています。消費者基本法に基づく消費者支援として啓発や教育、事業者責務に基づく自助努力で、表示の新しい在り方が実現できることが可能であると考えます。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

ア 新制度の目的の定め方

【意見】 賛成です。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

イ 用語の統一

【意見】 分かりやすい用語に統一されることを望みます。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

ウ 情報の重要性の整序

(ア) 情報の重要性は消費者によって異なる。

【意見】 日常的には消費者が表示で確認する項目や重要と考える項目は限られているかもしれませんが。また、より重要と考えられるアレルギー表示や原材料名、期限表示や保存方法が他の表示より見やすいことは重要です。しかし、それによって消費者の食品選択に関する情報が制限されることがあってはならないと考えます。当委員会のアンケート調査結果でも、消費者一人ひとりで重要と考える表示は異なるものです。限られた表示スペースでは限界もありますから、それを補う方法（事業者のお客様相談室の利用やネットでのホームページ閲覧など）の利用を検討され、消費者が知りたい情報が手に入る環境にして下さい。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

ウ 情報の重要性の整序

(イ) また、情報の重要性は食品によって異なる。

【意見】 生鮮食品は外見自体も情報であることには同意できます。しかし現行でも必ずしも消費者が求める情報のすべてが POP などに分かるわけではありません。「特段の問題が生じていない」と断定した根拠は何でしょうか。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

エ 表示の見やすさ（見付けやすさと視認性）

【意見】 「今後高齢化が進展する中で高齢者の方々がきちんと読み取れる文字のサイズにすることが特に必要であり」とあり、今後どのような取組みが可能か検討していく必要があると述べています。ぜひ読みやすい文字の大きさ、フォント等を検討していただきたいと同時に、包装とそれに印刷された文字が反対色にするなどはっきり見える色を使ってほしいと考えます。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(4) 義務表示事項の範囲

ア 基本的な考え方

イ 現行の義務表示事項の検証

ウ 新たな義務付けを行う際の考え方

【意見】現在加工食品では、名称、原材料名、食品添加物、内容量、期限表示、保存方法、製造者等の名称及び所在地、アレルギー物質、原産国名(輸入品)などの表示が義務づけられています。それらの表示はすべて記載するのが原則であって、安易に表示の省略を認めるべきではないと考えます。しかし、決められた表示を省略せずにすべて記載するというのと、記載の文字を大きくして読みやすくするというのを両方行うのは難しいことです。最大限の表示をしたうえで、万一記載できず認められている事項について省略したものについては、何らかの方法で、消費者からの質問に答えられ、万一事故など発生した場合にはきちんと追跡できる体制を整えることが必要です。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(4) 義務表示事項の範囲

エ 将来的な表示事項の見直し

【意見】日本に滞在する日本語が理解できない外国人にも生命にかかわるアレルギー表示などは分かるよう、絵表示などの検討ができないでしょうか。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(4) 義務表示事項の範囲

オ 事業者による自主的取組の促進と行政による消費者への普及啓発の充実

【意見】「行政として食品表示制度や食品に関する諸々の情報に関する普及啓発を充実させていくことが必要」と書かれていますが、行政として表示が正しく行われているか監視体制の充実が必要と考えます。

【表題】 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

【意見】食の外部化やインターネットなどによる消費構造の変化を踏まえたうえで、新たな食品表示制度の適用範囲を検討された内容について基本的には賛成です。

【表題】 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

(1) 中食、外食等の取扱い

【意見】今後消費者にとって中食や外食を利用する機会が増えていくと予想される中で、食品表示の中で特にアレルギー表示の重要性が高いとされたことに賛成し、アレルギー表示が義務化されることを希望します。一方、中食や外食には、一部を除き、食品衛生法や JAS 法に基づく表示義務はなく、その理由として、これらの形態では対面で販売されることが多く、店員に内容を確認し

たうえで購入することが可能である、とされていますが、現実には混雑時にその内容を確認することは難しいと思われること、また、販売員が短期のアルバイトも多いと思われるので、すべての販売員が食品表示についての知識を持っているのかも疑問です。健康志向、カロリーや塩分の制限をされている人も多いことから、少なくともカロリー表示や塩分表示については義務化することが望ましいと思われます。

**【表題】 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方**

(2) インターネット販売等の取扱い

**【意見】**インターネット等による販売についても、今後利用機会が増加すると予想されるので、販売形態ごとに一定の表示基準を設ける事が必要と考えます。表示に関しては申し込み画面と同一画面に表示することが難しい場合は、消費者が必要な情報を、クリックすることにより別画面で得られるのであれば問題はないと思います。

**【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方**

(4) 栄養表示に関する基本的な考え方

**【意見】**「表示値と実際の含有量との間にある程度の差が生じ得るのは当然であるとの共通の認識を醸成する環境づくり」について、なぜ差が生じるのか、その差は問題のない程度のものか等の説明が必要であり、専門知識を持つ事業者と、持たない消費者の知識の格差を埋める努力が必要です。表示値と実際の含有量との間の誤差は少ないことが大前提であり、表示を避ける逃げ道にはならないと考えます。その際に、(6)アで述べられているような許容範囲に縛られない計算方式の導入、「日本食品標準成分表」の活用に関し、共通のツールとして使用することは好ましいと考えます。

**【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方**

(5) 新しい栄養表示制度の枠組み

ア 義務化の対象

(ア) 対象商品

**【意見】**健康への関心の高まりを受け、全ての加工食品に栄養成分の表示を義務付ける新法案に賛成です。ただ、小規模の生産者や販売個数が少ない食品などが義務化の対象から除外することを検討されるようですが、その場合は、単なる規模の大小や販売量だけで判断するのではなく、消費者の健康上の影響まで考慮して判断をしていくことが必要であると考えます。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(5) 新しい栄養表示制度の枠組み

ア 義務化の対象

(イ) 対象事業者

【意見】原則全ての事業者を対象とすることについては賛成ですが、事業者の規模により適用が難しい場合には、前記(ア)の対象商品についてと同様、消費者の健康上の影響まで考慮して判断をしていくことが必要であると考えます。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(5) 新しい栄養表示制度の枠組み

ア 義務化の対象

(ウ) 対象とする栄養成分

【意見】義務化施行までに対象成分を決めることは問題ないと考えますが、①エネルギー(熱量)②たんぱく質③脂質④炭水化物⑤ナトリウムの一般表示事項5成分に関しては、すでに認知度が高く、いろいろな健康法にも採用されており、必須として欲しいと思います。また、ナトリウムについては、健康上影響が大きく、減塩など「食塩」の量に対する意識が高いと考えられることから、「ナトリウム〇〇グラム＝食塩相当量〇〇グラム」等と併記することが望ましいと思います。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(6) 栄養表示の義務化に向けての環境整備

【意見】事業者、消費者それぞれの状況を踏まえた形であり、当案に賛成です。行政による支援としては、例えば消費者教育推進法の改正に歩調を合わせるなどして、栄養成分表示に関する確かな学びの機会を取り入れることが大前提であると考えます。また、事業者は業界を取りまとめて情報提供に当たり、さらに CSR 活動として消費者にも認知してもらうことも有用だと思われま

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(7) 義務化導入の時期

【意見】義務化に向けての猶予期間について、5年を要することについては、環境整備の状況をふまえて検討されることについては賛成です。ただし、5年の間には緩みの出ないように、1年ごともしくは前期・中期・後期に区切るなどして表示実態の評価・検証を伴い、進めていくべきであると考えます。食生活における大きな改革であり、誰もが関わる制度ですから、社会全体の理解を得

られるような適切な速度と実効性を持てるとよいと考えます。

**【表題】** 5 終わりに

**【意見】** 現行の食品表示制度は、食品衛生法（公衆衛生）、JAS法（品質）及び健康増進法（栄養）、で定められており、それぞれの目的が異なることから消費者、事業者双方にとって複雑でわかりにくいと指摘され、改善が課題とされてきました。

今回、新食品制度のポイント（イメージ）として、「食品表示に関する3法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法（仮称）を新たに定めること」によって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現」を掲げられています。

食品表示に関しては、消費者基本法の基本理念に従い、消費者が自主的・合理的に行動できるように、消費者の権利の尊重と自立を支援することを基本として、食品の安全性確保に係わる情報が、消費者に確実に提供されることを最優先にすべきだと思います。これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報事項の表示を義務付けるとした内容に着手したことは、消費者にとって商品選択についての正確な情報を知る権利からも賛同いたします。ただ、設立4年目の新生消費者庁の新たな法制度です。やはり「消費者の知る権利、選択の権利を保障する表示制度」といった文言を明記されることを希望します。

**【表題】** 5 終わりに

(1) 加工食品の原料原産地表示

**【意見】**加工食品の原料原産地表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討になり、対象品目を拡大していく方向となっています。

現行を原則全ての表示を義務付けとし、どういう場合に免除できるのかを決めていく方法にした方がわかりやすいと思います。当委員会が加工食品（お弁当）の表示について実施したアンケート調査によれば、加工食品を購入する際に、食品選択のために「原料原産地名」を参考にすると回答した者の比率が高い結果でした。食品の表示の目的は、「消費者の知る権利・選択できる権利の保障」と「事故発生時のトレーサビリティのため」と理解しています。食品を供給する、あるいは原材料を供給する事業者が、原材料に食品に関する情報を付けて売るとするのは、消費者にとってだけでなく、食品加工業者も当然知らなければならない情報だと思われます。全ての内容を表示するのが物理的なスペースから不可能であるなら、事業者のホームページ（HP）へアクセスするか、バーコー

ドで読み取る、あるいは電話で問い合わせれば教えてもらえるというシステム  
づくりの検討を希望します。

以上